

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

(大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(大磯町手数料条例の一部改正)

第3条 大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年8月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄